



富山労働局発表  
平成 30 年 7 月 13 日

連絡先

富山労働局 労働基準部 監督課  
監督課長 小路 規与  
監察監督官 栗山 剛  
TEL: 076 ( 432 ) 2730

## 建設工事現場に対する一斉監督の実施結果の公表について

富山労働局（局長 佐藤 靖夫）では管下 4 労働基準監督署において、平成 30 年 7 月 2 日（月）から同年 7 月 6 日（金）までの間、建設工事現場における労働災害防止対策の徹底を図るため、墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害、転倒災害及び夏季における熱中症の防止対策等を重点事項として、県内の建設工事現場に対し一斉監督指導を集中的に実施しました。

その実施結果について取りまとめたところ、下記のとおりとなりましたので公表します。

### 記

#### 1. 監督実施結果等

県内で施工中の土木工事及び建築工事のうち 188 事業場（130 現場）に対し監督指導を実施し、そのうち 130 事業場（74 現場）に対し、是正勧告又は改善指導を行いました。（下表参照）

#### 【監督実施件数、是正勧告又は改善指導の状況】

	土木工事		建築工事		合計	
	事業場数(注)	現場数	事業場数	現場数	事業場数	現場数
監督指導実施数 A(件)	80	64	108	66	188	130
是正勧告・改善指導数 B(件)	50	34	80	40	130	74
違反・改善指導の割合 (B/A)	62.5%	53.1%	74.1%	60.6%	69.1%	56.9%

注)工事現場には、元請事業場のほか下請事業場も入場しているため、「事業場数」は「現場数」よりも多くなります。

## 2. 主な法違反の内容

監督指導において、是正勧告を行った主な法違反として、墜落防止措置の不備[41事業場(27現場)]、車両系建設機械災害による危険防止措置の不備[29事業場(23現場)]等がありました。

また、墜落防止措置に不備があったもののうち、特に墜落等の危険がある場所で作業を行っていた16事業場(8現場)に対しては、作業停止・立入禁止等の命令を行いました。

なお、熱中症の予防対策に係る改善指導を5事業場(5現場)に対し行いました。

主な違反内容は以下のとおりです。

### 【是正勧告の主な内容】

墜落・転落防止措置の不備	41事業場(27現場)
うち、足場・架設通路等の墜落・転落防止措置の不備	25事業場(15現場)
車両系建設機械による危険防止措置の不備	29事業場(23現場)
作業主任者の未選任等	2事業場(2現場)
安全衛生管理体制の不備	0事業場(0現場)
建設機械の定期自主検査未実施等	4事業場(4現場)

### 【行政処分の内容】

足場・開口部等の墜落危険箇所に係る作業停止等命令	16事業場(8現場)
--------------------------	------------

### 【改善指導の内容】

熱中症予防対策に係る改善指導	5事業場(5現場)
----------------	-----------

## 3. 労働災害発生状況

富山県内における労働災害(休業4日以上。以下同じ。)は、平成30年1月から6月までの間に、全産業で560件発生しており、前年同期比で33件増加(+6.3%)となっています。このうち、建設業における労働災害は67件発生しており、前年同期比で7件増加(+11.7%)となっています。

一方で、死亡労働災害は、同期間において、全産業で8件発生しております。このうち建設業では1件発生しており、前年同期比で1件減少となっています。(いずれも平成30年7月12日時点の速報値)